

保 存 期 間 3 年

法務省管在第 7 5 7 7 号

平成 2 8 年 1 2 月 1 3 日

地方入国管理局長 殿

地方入国管理局支局長 殿（成田，羽田，中部及び関西空港支局を除く）

法務省入国管理局入国在留課長 丸 山 秀 治

（公印省略）

地方公共団体が実施する留学生就職支援事業に係る在留審査事務の取扱いについて（通知）

大学等を卒業した留学生が卒業後就職活動（以下「継続就職活動」という。）を行う場合の取扱いについては，入国・在留審査要領第 1 2 編第 2 1 節第 2 の 8 のとおり，「特定活動」により卒業後最長 1 年間の滞在を認めているところ，内閣府による国家戦略特別区域に係る提案募集プロセスにおける地方公共団体からの要望等を踏まえ，大学等を卒業後 2 年目も継続就職活動を行うとして，地方公共団体が実施する留学生就職支援事業（当局の設定する要件に適合するものに限る。）の対象となった者については，下記のとおり取り扱うこととしたので通知します。

なお，管下出張所長に対しては，貴職から通知願います。

記

1 本件取扱いの概要等

（1）本件取扱いの概要

継続就職活動を目的とする「特定活動」で在留する留学生（本邦の学校教育法上の大学（短期大学を含む。）又は高等専門学校を卒業した外国人及び大学院の課程を修了した外国人を「継続就職活動大学生」，専修学校専門課程において専門士の称号を取得し，同課程を修了した外国人を「継続就職活動専門学校生」といい，あわせて「継続就職活動大学生等」という。）が，大学等を卒業等した後 2 年目に，地方公共団体が実施する留学生就職支援事業で下記（3）の要件に適合するもの（以下「適合就職支援事業」という。）の対象者として，インターンシップへの参加を含む就職活動を行おうとする場合には，更に最長 1 年間の滞在を可能にすることとし，「特定活動」（6 月）への在留資格変更（指定活動の変更）を許可の上，1 回の在留期間更新を認め，また，申請に基づき週 2 8 時間以内の包括的な資格外活動の許可を与えることとするもの。

（2）対象者

継続就職活動大学生等であって，大学等を卒業等した後 2 年目も継続して就

職活動を行うことを目的として、適合就職支援事業の下でインターンシップ等に参加する者として選定された者（以下「適合就職支援事業参加者」という。）

(3) 適合就職支援事業の要件

適合就職支援事業は、次のいずれの要件にも該当するものとする。

ア 就職支援事業を実施しようとする地方公共団体が、就職支援事業を適切に運営・監督するものであること。

(注) 就職支援事業の運営を外部団体に委託等する場合は、監督権限を適切に行使することが可能な体制を確保すること。

イ 就職支援事業が実施される期間が6か月以上であること。

ウ 地方公共団体が相談窓口を設置するなど各種相談体制を整備し、就職支援事業が実施される全期間にわたって、対象者を支援する措置が講じられていること。

エ 地方公共団体が適切な審査を通じて就職支援事業の対象者を選定するものであること。また、選定する数が地方公共団体が管理可能な数であること。

オ 地方公共団体が、インターンシップの受入れ企業に、専門的・技術的分野の外国人を採用する意思を有していることを確認していること。

カ インターンシップにおいて行おうとする活動が「技術・人文知識・国際業務」等の就労資格に該当するものであること。

キ 地方公共団体が対象者の就職活動状況を定期的に確認することとしていること。

ク 地方公共団体が、対象者が何らかの理由により就職支援事業への参加を継続することが困難になった場合に帰国が確保されるよう、適切な措置を講じていること。

2 在留審査事務の取扱いについて

(1) 在留資格決定時の取扱いについて

ア 立証資料

(ア) 申請人が適合就職支援事業の対象者であることの証明書（地方公共団体が発行するものに限る。以下「対象者証明書」という。）

(イ) 継続就職活動大学生にあつては直前まで在籍していた大学の卒業証書（写し）又は卒業証明書，継続就職活動専門学校生にあつては直前まで在籍していた専修学校の発行する専門士の称号を有することの証明書並びに当該専修学校の卒業証書（写し）又は卒業証明書及び成績証明書

(ウ) 継続就職活動を行っていることを明らかにする資料

(エ) 在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書，当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には，その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁することに至った経緯を明らかにする文書

イ 審査に当たっての留意点

対象者証明書の「平成28年12月に法務省入国管理局が定めた「地方公共団体が実施する既卒留学生を対象とした就職支援事業の手引」（以下「手引」という。）にのっとり〇〇市適合就職支援事業を行う」旨の記載及びインターンシップにおいて行おうとする活動内容の記載により、上記1（3）の要件への適合性を確認することとする。

なお、この場合であっても、上記1（3）の要件に適合していないおそれがあると認められる場合には、地方公共団体に対し説明等を求めて審査する。

ウ 決定する在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「法務省入国管理局がその定める要件に適合すると認めた地方公共団体が実施する就職支援事業の対象者として行う就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動（報酬を受ける活動に従事する場合は、当該事業の一環として就業体験する目的で、本邦の公私の機関において自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動に限る。）」

エ 在留期間

原則として「6月」とする。

オ その他

（ア）申請書

申請書（U）を使用し、所属機関等作成用の提出は不要とする。

（イ）入国・在留目的コード

継続就職活動大学生にあつては「2791 就職支援事業参加（大学生等）」、継続就職活動専門学校生にあつては「2793 就職支援事業参加（専門士）」を使用する。

（2）在留期間更新許可申請時の取扱いについて

ア 立証資料

（ア）対象者証明書

（イ）インターンシップ等実績報告書（地方公共団体が発行するもの）

（ウ）在留中の一切の経費の支弁能力を証する文書、当該外国人以外の者が経費支弁をする場合には、その者の支弁能力を証する文書及びその者が支弁することに至った経緯を明らかにする文書

イ 審査に当たっての留意点

（ア）対象者証明書の「平成28年12月に法務省入国管理局が定めた「地方公共団体が実施する既卒留学生を対象とした就職支援事業の手引」にのっとり〇〇市適合就職支援事業を行う」旨の記載及びインターンシップ等実績報告書に記載された活動実績の内容により、継続して上記1（3）の要件を満たすものであることを確認する。

なお、この場合であっても、上記1（3）の要件に適合していないおそ

れがあると認められる場合には、地方公共団体に対し説明等を求めて審査する。

(イ) 申請人が卒業から2年未満であること、また、対象者証明書及びインターンシップ等実績報告書の記載内容により、指定された活動を引き続き行おうとするものであることを確認する。なお、指定された活動の実績が認められない場合は、在留期間の更新を認めない。

ウ 在留期間

大学等卒業後2年を超えない範囲内で、月単位で決定するが、中長期在留者から除外されることのないよう、「6月」、「5月」又は「4月」のいずれかを決定する。

エ その他

(ア) 申請書及び入国・在留目的コードについては、上記(1)オに同じ。

(イ) 就職先が内定した者について、入国・在留審査要領第12編第21節第2の9に規定される、採用時期を理由とした在留資格の変更(いわゆる内定者としての在留)は原則認めない。

3 資格外活動許可の取扱いについて

入国・在留審査要領第10編第2章第2節第1の1、2、4及び5について審査し、いずれの要件にも適合すると認められるときは、週28時間以内の包括的な資格外活動を許可して差し支えない。

4 適合就職支援事業参加者の家族の取扱いについて

継続就職活動大学生等の家族が「特定活動」の在留資格で在留している場合で、当該継続就職活動大学生等が適合就職支援事業の対象者として選定されたことを理由に、その在留期間の満了後も引き続き本邦での在留を希望するときは、「特定活動」の在留資格変更許可申請(指定活動の変更)を案内する。この場合の審査上の留意点については、「家族滞在」の在留資格と同一の取扱いとし、許可する場合には、次のとおり在留資格及び在留期間を決定する。

(1) 在留資格

「特定活動」とし、指定する活動は次のとおりとする。

「法務省入国管理局がその定める要件に適合すると認めた地方公共団体が実施する就職支援事業の対象者として行う就職活動及び当該活動に伴う日常的な活動(報酬を受ける活動に従事する場合は、当該事業の一環として就業体験する目的で、本邦の公私の機関において自然科学若しくは人文科学の分野に属する技術若しくは知識を要する業務又は外国の文化に基盤を有する思考若しくは感受性を必要とする業務に従事する活動に限る。)を指定されて在留する者((国籍)人(氏名))の扶養を受ける(配偶者又は子)として行

う日常的な活動（収入を伴う事業を運営する活動又は報酬を受ける活動を除く。）」

(2) 在留期間

ア 扶養者である適合就職支援事業参加者と同時期に申請が行われる場合には、扶養者と同じ在留期間を決定する。

イ 上記ア以外の場合には、扶養者に決定される在留期間の中から、扶養者の在留期限までの残余期間を上回る最小の在留期間を決定する。

(3) 資格外活動許可

上記3と同様の取扱いとする。

添付物

地方公共団体を実施する既卒留学生を対象とした就職支援事業の手引 1部